

福島県農業の現段階と農協組織の戦略課題 その1

—福島県の農協の特徴と組織課題—

福島大学 経済経営学類 準教授

小山 良太

はじめに

福島県は、南東北に位置し、地形や気候などから、中通り、会津、浜通りの三つの地域に分けられている。それぞれの地方の自然条件を生かし、様々な作物が生産されている。太平洋側から浜通り（相馬、いわき）、阿武隈高地、中通り（福島、郡山）、奥羽山脈、会津（会津若松）、越後山脈、新潟というように、縦系列に地域が分断されており、間に位置する山脈に沿つて中山間地域が広がっている。平場・中山間、稲作・園芸・果樹といった多様な品目の生産が可能であり、日本（本州）農業の縮図的な地域である。

「米」や「さやいんげん」、「きゅうり」、「もも」などは、全国でも上位の収穫量を誇り、主に京浜地方などに出荷されているが、一方で地元で生産したものを地元で消費する「地産地消」にも積極的に取り組んでいるという特徴を持つ。

二〇〇五年の農業の産出額は、総額一、五〇〇億円で全国第十位となつており、全国各地に農産物を供給する県として重要な役割を担つてゐる。

一方、県内の販売農家の数は八〇、五九七戸であるが、年々減少してきてゐる。

小山 良太(こやま りょうた) 氏



生 年: 1974年東京生まれ

最終学歴: 北海道大学大学院農学研究科・博士(農学)

専門分野: 農業経済学、協同組合学、地域政策論

◆主な委員

福島県米需給情報検討会議・会長(2006年~)

日本軽種馬協会基金運営委員会・理事(2006年~)

◆主な業績

「経営所得安定対策と集落営農の課題」『東北農業経済研究』第25巻1号(通巻50号)、東北農業経済学会、2007年8月、pp.17-26。

『競走馬産業の形成と協同組合』日本経済評論社、2004年6月、220頁。

また、販売農家のうち、主業農家(農業による所得が主で、六五歳未満の農業従事六十口以上の世帯員がいる農家)は一四、二八七戸で、副業の農家(六五歳未満の農業従事六〇日以上の世帯員がいない農家)は四一、五四九戸となつており、副業的農家は、販売農家の半数以上となつていて。耕地面積は、一五、三〇〇haで全国六位の面積となつていて。

農家一戸あたりの耕地面積は、一・四六haである。規模の大きい農家、例えば五ha以上の耕地を経営する農家の割合は増加傾向にある。

福島県では、消費者から食味が良いと評判の高い「コシヒカリ」や、「ひとめぼれ」という品種を中心に、八万haで稻が栽培されている。二〇〇七年の米の収穫量は、全国で八七二万トン、県内では四五・六万トンである。福島県は全国第四位の生産量で、主要な「お米」生産県となつていて。一方で、二〇〇七年度産米では全国一位の生産過剰県となつており、生産調整が進まないという問題を抱えている地域である。

以下では、福島県における農業の構造的課題と地域性を把握した上で、福島県の農協の合併問題、組織対策の課題を明らかにし、その上で、福島県内で最も組織対策の進んでいるJA伊達みらいを対象に、営農経済事業の特徴、組織対策のあり方にについて分析していく。

1) 福島県農業の後退局面

表1より、福島県における規模別農家戸数及び販売金額（実数・シェア）の推移をみると、一九九五年から二〇〇五年にかけて、一〇〇〇万円以上農家層の増加がうかがえる（一九九五年・二・六%↓二〇〇五年・三・四%）。また同販売額シェアは、一九九五年から二〇〇五年にかけて二五・一%から三〇・九%へ増加していることがわかる。その対極にある五〇万円未満層も増加傾向にある（一九九五年・二四・四%↓二〇〇五年・二六・一%）。一方で、中規模層である五〇万円～五〇〇万円層は戸数及び販売金額シェアが軒並み減少しているという特徴がある。

続いて、図1より福島県における基幹農業従事者の年齢構成の推移をみてみると、基幹的農業従事者の実数自体は一九九五年から二〇〇五年の十年間で横ばい傾向のまま推移している。しかし、年齢構成をみると、七十歳以上が急増しており、（一九九五年・一六%↓二〇〇五年・四〇%）、六十歳以上でみると、二〇〇五年には全体の六一%を占めるに至っている。この

表1 福島県における規模別農家戸数及び販売金額
(単位: 戸、百万円、%)

	農家戸数		販売額 百万円		農家戸数構成比		販売額構成比	
	1995年	2005年	1995年	2005年	1995年	2005年	1995年	2005年
うち1000万円以上計	2,642	2,702	54,941	52,088	2.6	3.4	25.1	30.9
3000万以上	417	300	20,850	15,000	0.4	0.4	9.5	8.9
2000～3000	321	371	8,025	9,275	0.3	0.5	3.7	5.5
1500～2000	453	485	7,928	8,488	0.4	0.6	3.6	5.0
1000～1500	1,451	1,546	18,138	19,325	1.4	1.9	8.3	11.5
700～1000	2,659	2,322	22,602	19,737	2.6	2.9	10.3	11.7
500～700	4,421	2,917	26,526	17,502	4.4	3.6	12.1	10.4
300～500	9,785	6,107	39,140	24,428	9.7	7.6	17.9	14.5
200～300	10,792	6,680	26,980	16,700	10.7	8.3	12.3	9.9
100～200	18,804	14,555	28,206	21,833	18.6	18.1	12.9	12.9
50～100	19,416	14,912	14,562	11,184	19.2	18.5	6.6	6.6
50万円未満	24,616	21,053	6,154	5,263	24.4	26.1	2.8	3.1
販売無し	7754	9349	0	0	7.7	11.6	0.0	0.0
合計	100,889	80,597	219,111	168,735	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：農家戸数は農業センサス各年。販売額の推計はJAグループ福島資料より作成。
注）販売農家は経営面積30a以上、販売金額50万円以上。

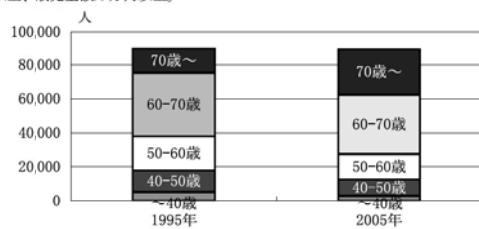


図1 福島県における基幹農業従事者の年齢構成の推移
資料：福島県農業協同組合中央会資料より作成。

十年間で急速に高齢化が進展しており、十年後を鑑みると、さらなる高齢化の進展が憂慮される。

図2から六五歳以上農家の後継者なし割合の推移をみると、全国平均、東北平均に比べ福島県の後継者なし割合は低い。しかし、一九九五年から二〇〇五年にかけて、福島県における後

継者のいない農家割合は一六・二%から三〇・一%と大幅に増加している。

次に、図3より福島県における耕作放棄地の推移をみてみる。一九八五年には三千haであつたものが、一九九五年には一・二万haとなり、二〇〇五年の耕作放棄地は一・六万haとなつている。これは、福島県総農地面積の十一・五%を占めている。耕作放棄地を販売農家、自給的農家という属性別にみてみると、販売農家の耕作放棄地は近年減少傾向にある。近年の増加は、自給的農家の耕作放棄の増加として発現していることが分かる。

一方で、図4は、福島県における認定農業者の推移をみたも

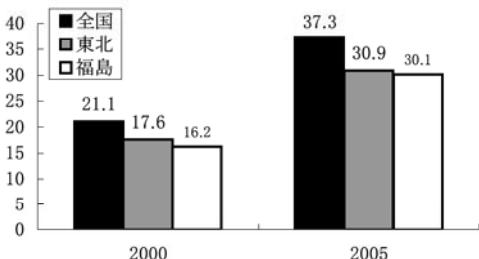


図2 65歳以上農家の後継者なし割合の推移

資料：図1と同じ。

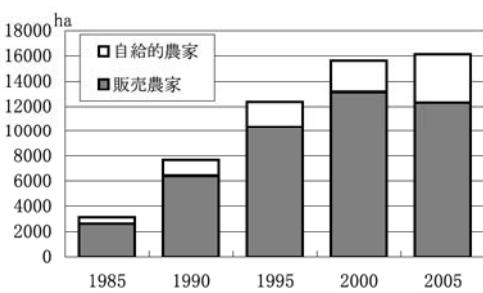


図3 福島県における耕作放棄地の推移

資料：図2と同じ。

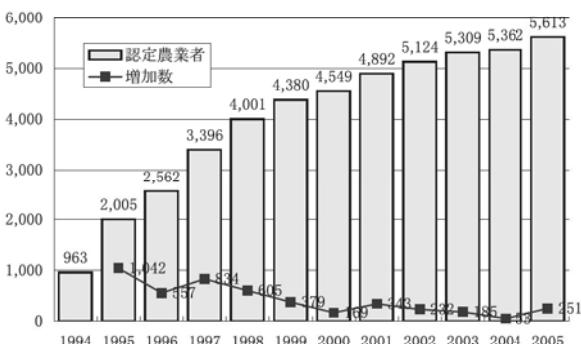


図4 福島県における認定農業者の推移

資料：福島県農林水産部資料より作成。

のである。一九九四年以降、認定農業者は順調に増加しており、十年間で五、六二三戸（二〇〇五年）となつてている。この数字は、福島県販売農家の四・七%に相当する。しかし、逆に言えば、品目横断的経営安定対策の担い手要件を満たす農家が四・七%しか存在しないことも同時に意味している。

以上のように、福島県農業においては、小中規模の家族経営層が自己完結的に存立することには、限界がある。担い手問題、高齢化問題、耕作放棄地問題への対処に関しては、調整主体として集落・行政・農協などの機能の發揮が求められる。しかし、現実には、自治体・農協の合併問題、自治体の財政問題、農協の経営問題など、マイナスの要因が存在し、集落、地域（产地）のコーディネート機能の低下、あるいは地域間での偏在化が指摘できる。統いて、このような福島県における担い手政策遂行上の課題

についてみていく。

2)

福島県における生産調整実施の地域性

図5は、福島県地図を農協区分で示したものである。福島県の農業地帯は大きく三つのブロックに分かれている。左側から



図5 福島県における広域合併農協(2005年)

資料：福島県農業協同組合中央会資料。

表2 福島県における転作作物の地域性

	H16年産麦 (kg)	H17年産大豆 (60kg俵)
県北	JA新ふくしま	31.0
	JA川俣飯野	
	JA伊達みらい	23,970
	JAみちのく安達	28,700
県中	JA郡山市	17,090
	JAすかがわ岩瀬	5.0
	JAあぶくま石川	1,500
	JAたむら	6,150
県南	しらかわ	37,110
	JA東西しらかわ	10,860
会津	JA会津みなみ	
	JAあいづ	9,030
	JA会津いいで	3,060
	JA会津みどり	245,754
浜通り	JAいわき市	653.0
	JAふたば	1,432.5
	JAそうま	388,850
県合計		772,074
		14,414.5

資料：福島県農業協同組合中央会資料より作成。

J A会津みなみ、J A会津みどり、J A会津いいで、J Aあいづを含む地域は会津地方であり、奥会津の中山間地帯と平場の米地帯を抱えている。中央部を上から、県北（J A新ふくしま、J A川俣飯野、J A伊達みらい、J Aみちのく安達）、県中（J A郡山市、J Aすかがわ岩瀬、J Aたむら、J Aあぶくま石川）、県南（しらかわ、J A東西しらかわ）と呼び、これらが中通りと呼称されている。果樹・野菜・米の産地である。図右の海岸線沿いが浜通り（J Aいわき市、J Aふたば、J Aそうま）である。県中・県南とともに、阿武隈中山間地域を抱

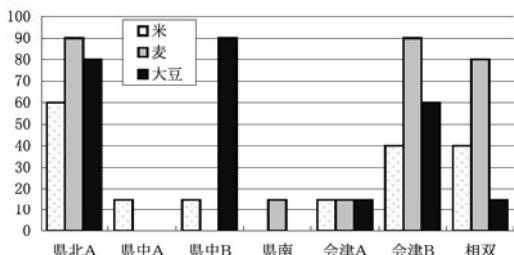


図6 農協別にみた品目横断加入時・作付面積カバー率

資料：表2と同じ。

交付金／農業者

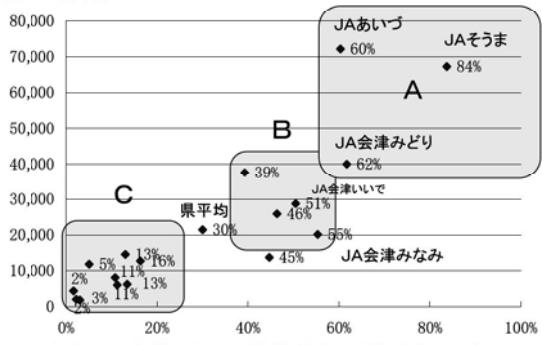


図7 産地づくり交付金と円滑化加入率

資料：表2と同じ。

のである。これによると十五農協中七農協が把握している状況であった。農協間・品目間でカバー率における地域差が存在することが示される。また、図では農協名を明記していないが、生産量が多い地域でもカバー率が低いところが存在している状況であつた。

えている。

表2は、福島県における転作作物の地域性をしたものである。農業構造の相違により、麦・大豆の生産量は異なるが、注目されるのは、農協間の格差である。これらの差は、生産調整に関する地域間格差の存在を示す一つの指標となる。

図6は、二〇〇六年八月時点の農協別にみた品目横断加入時に米・麦・大豆の作付面積をどの程度カバーできるかをみたものである。

このようない地域条件の差を抱えながら、福島県としてどのように困難性を有する可能性があるといえる。

表2は、福島県における転作作物の地域性をみたものである。農業構造の相違により、麦・大豆の生産量は異なるが、注目されるのは、農協間の格差である。これらの差は、生産調整に関する地域間格差の存在を示す一つの指標となる。

図6は、二〇〇六年八月時点の農協別にみた品目横断加入時に米・麦・大豆の作付面積をどの程度カバーできるかをみたものである。

表3 福島県JAの営農指導体制

	営農センター一体制	設置数	指導員数	営農指導個別巡回制度導入	対象農家1人あたり 対象／全体	左記農家指導員数(人) 対象／全体	左記対象指導員の業務形態	マイプランの作成	対象農家巡回指専月平均	指導体制分類
ふくしま	営農経済センター		31							分散集約型
川俣飯野	営農生産課		9							本店集中型
伊達みらい	営農センター	7	46	○	25戸	40/40	専任	作成	1回以上	分散集約型
みちのく安達	グリーンセンター	6	55	○	15戸	17/55	義務	作成	2回	分散集約型
郡山市	営農経済部+総合支店14		23							本支店配置型
すかがわ岩瀬	営農部+3営農支援チーム	3	23	○	重点50戸 (100戸)	17/23	専任	作成	2回以上	分散集約型
あぶくま石川	営農企画指導センター	1	10	○	200戸	6/7	専任	未作成	1回以下	本店集中型
たむら	アグリ(営農生活事業所)	4	17							分散集約型
小野町	指導販売課		5							本店集中型
白河	営農経済部+支所7		25							本支店配置型
東西しらかわ	営農経済部+支所7		26	○	20~30戸	7/21	義務	作成	2回以上	本支店配置型
会津みなみ	事業部+支店6		26							本支店配置型
檜枝岐村										
あいづ	営農部+総合支所5		32	○	20~40戸	29/32	義務	作成		本支所配置型
会津いいで	営農センター+7支所駐在	1	27	○		23/27	義務	作成		集中補完型
会津みどり	営農部+総合支店9		36	○	5戸	37/33	義務	作成	1回	本支店配置型
いわき市	営農経済センター	5	26	○	30戸	21/27	義務	未作成	2回	分散集約型
いわき中央	経済部営農課		3							本所集中型
南双葉	経済部営農販売課		6							本所集中型
大熊町	営農課		6							本所集中型
ふたば	営農課		10							本所集中型
そうま	営農センター	6	52	○	10~20戸	11/52	専任	未作成	1回弱	分散集約型
合計			494	10						

資料：福島県農協中央会資料より作成

うに対応していくのかが問われている。それは、政策遵守型と個別対応型の地域間調整の問題であり、さらにその内実を考慮すれば農家間の調整課題と言つてもよい。このような状況を考慮した上で、福島県における農協合併及び組織・事業体策について分析していく。

1) 福島県の農協の特徴

福島県では、一九九一年に一二二あつたJAを十五地区に統合する「十五JA合併構想」を実行してきており、現在はほぼ完了した段階にある(前掲図5)。それに伴い、連合会支所の統廃合も進んでいる。連合会自身は、経済連の全農への統合、共済連の統合を実現し、信連も業務移管の段階にある。連合会支所は、経済、信用、共済のみ残しているが、中央会は合併農協への担当者派遣という形に転換し、支所業務から撤退している。

福島県の農協合併の考え方は、営農・経済部門は営農センター方式で対応し、金融部門は総合支店方式で対応し、管理部

門のみ本所に集中させる事務センター構想というものであり、場合によつては小さな本所・大きな支所もあり得る。表3は、二〇〇四年度福島県JAの営農指導体制をみたものであるが、表中右の①本店集中型、②本支所配置型、③分散集約型の三分類がなされている。①本店集中型は、農協事業体制を本所に集約させるものであり、最も合理化効果が高い。一方で、旧農協の組合員サービスの面で困難性を有する。②本支所配置型は、旧農協に全ての事業推進機能をフル装備させたままの合併農協である。③分散集約型は、旧農協を超えて事業体制を再構築したものであり、現在最も注目されている。

ここで事例とするJA伊達みらいは、③分散集約型の営農指導体制を構築している農協である。

2) 福島県における新JA合併基本構想と経済事業改革

続いて新JA合併基本構想の推進に関してみていく（JA福島県中央会『JA福島中央会五〇年史』をもとにしている）。二〇〇一年三月一日に発足したJA東西しらかわ以降、県内JAの合併はその歩みが緩やかであった。しかし、県内十五JA構想の未完遂地区について関係JAとの懇談会などを開催し、

二〇〇一年度二地区（福島北部、いわき市）において、二〇〇三年度には、新たに三地区（安達地方、東西白河、双葉郡）に

おいてそれぞれ推進組織が設立された。そして、この五地区の推進組織のうち、三JA（JAみちのく安達、JA本宮、JA大玉村玉井）およびいわき市二JA（JAいわき、JA遠野町）において、二〇〇四年度に入り九月一日合併が実現している。双葉郡三JAについては二〇〇五年三月一日を合併目標に掲げ取り組みが行なわれている。

県中央会では、JAバンク基本方針の制定、農協法改正による常勤理事三名体制、二〇〇四年十月の信連の事業譲渡、二〇〇五年四月からのペイオフ全面解禁等、JAの置かれている環境が激変するなか、合併が設定されていない地区についても二〇〇五年四月のペイオフ全面解禁前までに合併が成立するよう計画を推進してきた。

JAGループ福島組織・事業・経営改革の推進に関しては、二〇〇一年六月、「農協改革二法案」が可決決定し、二〇〇二年一月一日施行となつた、食料・農業・農村基本法の制定と金融情勢の激変をふまえて、農業者の協同組織としての原点に立ち帰つた農協改革が必要であると同時に、経営健全性の維持および新たな農協金融システムの構築を促進することが急務であつた。

農協法改正の概要は、①地域農業振興・担い手の支援、JAの第一事業に営農事業を位置付け、②執行体制の強化（常勤理

事三人以上設置義務付け、常勤役員等の兼職・兼業規制強化等）③中央会の機能強化（模範定款例の中央会制定、決算監査対象の拡大、監査指摘の総会報告等）というものであった。法律の成立を受け、その具体的対応をすすめるため、以下の点について組織協議し内容の周知徹底をはかつた。すなわち、JA・信連・農林中金がJAバンクグループとして一体的な総合力を發揮するため、自主ルールを設定し経営破綻を未然に防止するJAバンクシステムを構築すること、また総合的な経営改善計画等策定など中央会経営指導機能強化に関すること、およびJAグループのガバナンス（常勤理事体制の整備や兼職・兼業規制等業務執行体制の確立等）に係る内容などであった。さらに法改正に従つて定款の全部変更と対応手続、役員体制強化方策および総会・総代会対応について指導をおこなつてている。

合併JAの経営管理システム確立に向けた個別経営指導に関しては、「新JA合併基本構想（十五JA構想）」にもとづく合併が進展するなかで、中央会には、より高度で専門的な指導要請が高まつてきてている。二〇〇〇年度までは、合併構想実現十一JAに対して各一名の「駐在指導員」を配置し、発足間もない合併JAの経営管理体制整備のため、現場に密着したきめ細かな経営指導を実施してきたが、一方で、一JA一名というなかなかでの指導の限界、客観的指導の困難さ（JAの中に入り込ん

でしまう）、JA職員の自立性阻害（本来JA職員がやるべきことを請け負つてしまふ）などのマイナス面も顕在化し、指導方式見直しの必要性が生じていた。

このような背景の下、二〇〇〇年十一月に開催された第三回JA福島大会決議をふまえ、中央会組織機構・指導システムの抜本的な見直しを行なうこととなり、二〇〇一年四月よりJA駐在指導体制が廃止されて「経営指導部JAコンサル課」と「監査部（JA全国監査機構福島県監査部）」が設置された。合併JAの改革ニーズに対応し、中央会個別経営指導業務の体系化・専門部署化・実践部隊化をはかる観点から「JAコンサル課」を設置した。福島県農協中央会としてははじめてのコンサルタント専任部署の誕生である。

JAコンサル課は、専任体制（二〇〇一年度・専任八名、二〇〇二年度・九名、二〇〇三年度・八名）をとり「テーマ別担当制」と「JA別担当制」によつて、合併JAに出向いて改革を指導・支援する現場密着型の事業展開を行なつてている。

テーマ別指導は、JA内設置プロジェクトへの参画等により、経営改革・人事労務改革・経済事業改革等、広域合併JAが抱える個別経営課題解決への支援を内容としていた。支援にあたつては、課題に対し「解答を示す」のではなく、JA役職員が「自ら考え、自ら気づくプロセスをデザイン」する「PDC

(「プロセス・デザイン・コンサルティング」)をミッショント(使命・行動理念)としている。

J A別総合相談対応としては、合併J Aごとに窓口担当職員を明確にし、J Aの経営管理や業務運営に係る日常的な総合相談対応と情報提供、決算・税務・法務、事業計画策定等にかかる個別指導等を実施している。

また、このような対応は、中央会の各J Aに対する事業・經營実態の点検・把握(情報収集・チエック)機能をも果たしている。週に一~二度は窓口担当J Aを訪問しているため、当該J Aの現状・課題は概略把握可能であり、コンサル指導の基礎となる「現状分析・課題抽出」が短期間で済む点が長所として挙げられる。

J Aコンサル課によるJ A改革コンサルティング事業の主なテーマと支援内容は、個別経営診断・指導・支援である。

法令違反の未然防止については、各J Aともコンプライアンス体制の整備、内部監査における検証等により取り組んでいるが、不祥事の根絶はJ Aグループ全体の信頼性確保にとって必要不可欠の条件であることから、二〇〇三年には不祥事の根絶に向けコンプライアンス担当者会議を開催している。さらに「不祥事防止・対応マニュアル」を策定し不祥事の未然防止に万全を期すとともに、管理者の日常的業務検証手続き等につい

て、周知・徹底をはかり、万が一不祥事が発生した場合の適切な対応と再発防止策について整備指導を行つている。

統いて、福島県の経済事業改革についてみていく。近年の金融事業の環境激変により、J Aの收支構造において信用・共済部門の収益力の低下がすすんできており、今後も県内J Aの收支予測からみても顕著にすすむものと予測される。このような状況下、信用・共済事業の収益に依存する傾向にあつた経済事業について、事業システムの抜本的見直しを含めた収支確立に取り組まなければ、経営体としてのJ Aの存立が危ぶまれる恐れがある。一方で、J Aの経済事業が環境の多様な変化に対応できず競争力が低下してきており、J Aグループ外部からの痛烈な「J A批判」の一因にもなつてている。農水省の「農協のあり方についての研究会」でも経済事業改革をJ A改革の柱とすべき報告がされている。このことから、①協同経済事業を通じ消費者と生産者に最大のメリットや満足を提供する、②競争環境のなかで継続して事業展開を行うため事業ごとの収支確立を行う、ことを目的として経済事業改革が掲げられ、二〇〇三年に開催された「第三三回全国J A大会」において、組織をあげて取り組むことが決議された。これを受け、福島県でも、「J Aグループ福島における経済事業改革の取り組みについて」を二〇〇三年四月に理事会において決定し、これを基本に二〇〇

三年より推進体制として、「JAグループ福島経済事業改革本部」(本部长：中央会常務理事)を設置するとともに、経済事業改革室(三名)を新設している。JAグループ福島の経済事業改革策については、JAグループ福島経済事業改革本部における協議と組織協議結果をふまえ、「組合員の負託に応える経済事業改革」として第三五回JA福島大会において最重点取組み課題のひとつとして決定されている。

経済事業改革の進捗管理の考え方については、大会決議を基本とし、全中で決定された「経済事業改革指針」をふまえ、JAグループ福島経済事業改革本部で検討がすすめられている。

またJAグループ福島経済事業改革本部はJAの事業拠点毎の経営実態分析にもとづき、県域(広域)的視野から各事業拠点の最適配置を提案する「拠点型事業(物流、SS、農機)の県域マスター・プラン」について協議決定した。実践指導については、信用・共済・農業関連・生活その他・営農指導という五つの区分による新基準にもとづく部門別損益計算および実践体制の構築等JA大会前からの取り組みと、JA大会後の経済事業改革具体策の計画化、物流コスト実態把握について、全農県本部と連携し、JA別検討会の実施、経済事業改革担当者会議の開催および個別指導により、推進・支援を実施している。

また、JA福島グループでは「男女共同参画」と「フェイス

・ツー・フェイス21運動」を推進している。JA運営への女性参画など男女共同参画社会実現に向けた取り組みも重要な課題として浮上しているなかで、これらを推進するため、「JA男女共同参画推進セミナー」および「女性役員・参与懇談会」を開催している。さらに個別JAにおける女性参与、総代、正組合員研修会の開催を積極的に支援している。また、組合員・地域利用者組織の活性化に向けた取り組みが、今後もより実践的な運動として継続されることを目的に、十五年度には「FACE TO FACE 21企画・実践発表大会」を開催している。

3 福島県の農協における少子・高齢化の実態

続いて、福島県の農協における少子・高齢化の実態、影響予測、今後の対応策についてみていく。(JA福島県中央会による『JAの少子・高齢化に関する実態調査結果』(二〇〇五年十一月)の分析結果をもとにしている)

福島県農協中央会では、組織、信用、購買、販売、共済、利用、介護について、①現在少子・高齢化対策として取り組んでいること、②将来(五年先以上)の少子・高齢化(人口減少)の影響、③将来の少子・高齢化(人口減少)に対しJAグループとしてどのような対策が必要か、について農協常勤理事へのアンケート調査を行っている。以下では、十八JAの分析結果

をみていく。

まず、「組織」についてであるが、①高齢者対策として、居宅介護支援及び在宅介護支援事業、デイサービス及びホームヘルパー事業、新設店舗のバリアフリー、弁当（彼岸に年二回ぼたもち）配布を実施している。少子化については、町内保育園への野菜寄付（年三回）、児童を対象とした各種スポーツ大会、チビッコ球技大会、子供達の農業体験、農業体験学習の実施、担い手・後継者の組合員加入の促進、食農教育への取り組み、ちやぐりんフェスタ、バケツ稻づくり、ガソリンスタンド利用者（若年層・女性）への組合員加入運動アプローチ、農業担い手及び後継者育成、複数組合員化の推進を行なつてている。

②将来（五年先以上）の少子・高齢化（人口減少）の影響については、全ての事業にマイナス影響が出る。農業者（生産者）の減少に伴う農産物生産量の減少（食料自給率の低下）、担い手が不足のため総代定数が確保できない地区の発生、世代交替による非組合員化傾向の拡大を懸念、会員減少により組織の活性化が失われる可能性、正組合員の減少・組合員脱退による出資金減少（後継者の核家族化、地区外転出等）、農地の分散化、放棄地の拡大が懸念される、地域後継者になれる環境の整備、農協に対する理解度・協力の度合いが少なくなるのは地域のみならず、国を挙げての問題としている。

③将来の少子・高齢化（人口減少）に対しJAグループとしてどのような対策が必要か、については、高齢者対策として、託老所の設置、高齢者でも取り組める農業技術革新、田舎かるさとの創設、地産地消の拡大、利用者本位の個別対策、密着型の事業展開を挙げている。少子化については、男女出会いの場を提供（交流イベント）、未婚男女の結婚奨励、農業後継者の結婚・子育て助成、組合員・JA職員の子育て支援、「担い手」集積を促進するソフトインフラ（明解な集積事業助成）、後継者の事業参加、農業体験学習の実施としている。

さらに、一県一農協の実現、農協・漁協・林業が一体となつた環境・国土保全運動（NPO法人化）、定年制の延長必要性もあげている。

次に、「信用事業」であるが、①高齢者対策として、年金友の会の活動（シルバー定積、ゲートボール・グラウンドゴルフ大会、旅行、年金受給の拡大運動）、「元気な高齢者」の活動支援、優遇金利設定、運営費助成、健康増進活動を実施している。少子化については、子供たちの貯金運動、子供にJAの仕事を理解させ利用精神の向上、「チビッコドリームふれあいの旅」、組合員の継承運動を実施している。

②については、高齢化の影響により、JA取引が減少、固定的な個人貯蓄が減少、年金受給者が増加し貯金は増加、相続取

引等複雑化、農家所得の減少化が進み信用事業の取扱高が激減するものと予想、所得低下による貯金者の減少、高齢化により

年金の吸収は伸長すると予想する。あげてある。少子化につ

いては、少子化による事業基盤の弱体化、少子化が進めば住宅ローン等の需要者が減少するとしている。その他に、郵政民営化の対応、他の金融機関との比較が増大、組合員が経営するアパート事業が逼迫するとしている。

③については、高齢者対策として、高齢者向け貸付金融商品の開発、相続や後見人制度対策、高齢者雇用対策、JAでの農作業受託経営、友の会等組織の拡充、ほ場整備事業の推進、行政と一体となつた地域拡大方策の確立、高齢者福祉対策と合わせた事業の展開、遺言信託など新規業務の開発が必要、としている。少子化については、青壯年、女性層へのアプローチ強化によるシルバー層減少分のカバー、教育ローン等の充実、食の大切さを子供達に教える学校とJAのかかわり強化、担い手及び集落営農への資金支援、行政区画に関係なく取扱いに応じた店舗の統合、地域産業の活性化による資金需要の拡大、をあげている。

購買事業に関しては、①高齢者対策として、福祉事業の支援と介護支援専門職の養成、紙オムツ供給・在庫管理、食材宅配事業、健康サロン教室（血流をよくする器具）、健康器具の販

売、聴（き）こえの相談会＝補聴器販売、葬祭会館を実施している。少子化については、特に実施していない。

②については、高齢者化の影響として、生産基盤の低下（荒廃・不作付）による購買力の低下＝事業量の減少、廃業農家の増加による営農経済事業の減少、担い手の減少に伴う取扱量の減少、事業量の大幅な減少、耕作放棄者の増加による供給量の減少、葬祭・食材等高齢者対象事業の伸長をあげている。少子化については、なし。その他に、郵政民営化の対応、他の金融機関との比較の増大、組合員が経営するアパート事業の逼迫をあげている。

③については、高齢者対策として、元気高齢者へのサポート、高齢者に適した住宅リフォームの指示、食材、特にシルバーメニューの開発と利用拡大、健康に係る商品の取扱いの増大、健康増進活動、消費者に歓迎される購買事業、経営受託・作業受託の取り組み、少子・高齢化に対応できるオリジナル商品の開発・供給、JAによる農業法人の設立と担い手の研修施設の設置が必要としている。また、集落営農の組織化に取り組むことにより事業確保対策も平行して実施することや、収益の減少に対応できる体制のスリム化、グループ菜園など小面積での栽培指導を進めるなどなどをあげてある。

販売事業については、①高齢者対策として、元気高齢者のた

めの直売所開設、ミネラル野菜栽培普及・拡大による所得増、水稻依存型から園芸産地として高冷地を利活用した販売の拡大、軽量野菜の導入および育苗ハウスの有効利用による少労力園芸作物振興、受託組織・集落営農の育成を実施している。少子化については、子どもたちのふるさと回帰のため学校給食への食材の提供、農業体験の受入や学校給食への米・野菜・果実の供給による農業への理解と需要の拡大、後継者の育成による生産量の拡大、生産者の資質の向上→他力本願からの脱却を実施しているほか、中食・外食産業向けの取組拡大、米・オリジン東秀・セブンイレブン・佐藤食品、園芸・流通センター等への販売をしている。

②については、高齢化の影響として、共販事業は微減（生産をやめる）に陥る、農業生産基盤が弱体してしまう、担い手の減少に伴う取扱量の減少、生産現場の弱体化による生産量の減少、消費量の減少と価格の乱高化および労働力低下による販売農産物栽培面積の減少が懸念される、をあげている。少子化については、学校給食の比率の低下は農産物価格をも引き下げる、集落営農や生産構造の変化による生産力の拡大、産地ブランドの確立、中食・外食産業のシェアが伸びる、「食と健康」の結びつきが強まる、食料の栄養価への関心が今後強まりニーズがあ

高まつてくる、農作物が水稻のみになつてしまふ、更に消費量が減少するため、生産調整が求められる、エコ米や特別栽培米の普及により「買つてもらえる米作り」が達成されるとしている。

③については、高齢者対策として、担い手確保対策として集落営農の組織化の取組みを強化、JA自ら農業生産に取り組むことが必要、米以外の土地利用型作物の振興、経営受託・作業受託の取り組み、高齢者能力を活用した直売事業の展開、省力高品質生産技術の開発をあげている。少子化については、地域環境保全運動による地域のまとまり、生産物の品質の向上、ロットの拡大、地域実態に即した担い手育成、地域荒廃を防ぐための営農支援、作業受委託の積極的な対応、耕作放棄地・遊休農地の家庭菜園等への斡旋をあげている。

共済事業に関しては、①高齢者対策として、高齢者交通安全運動（反射テープ配布）、「年金共済」「はなみち」の推進を実施している。少子化については、子供共済・医療共済の推進、若い世代からの終身共済の提供、老後に備えた生活資金確保のための年金共済の啓蒙、新入学児童交通安全キャンペーンの実施、ポスター・コンクールの実施、推進体制（LA）によるライフプランの総合的な取り組み、を行つてある。

②については、高齢者の影響として、長期共済・短期共済の

新規獲得率・保有高の低下、契約者の減少、保有高の減少、特に長期共済保有高の減少、個人年金需要はの増大をあげている。少子化については、次世代層の減少からくる契約確保の対策が重要になる、共済加入の対象者が少子化により減少する、新契約、純増加率の確保が難しくなる、今まで以上に他社との競合が厳しくなると思われる、としている。

③については、高齢者対策として、高齢者向け医療介護用品の開発、高齢者向きの掛金負担の少ない共済商品開発、高齢者雇用対策、組合員・地域住民の所得に見合った生命・財産の保障、掛け金負担軽減のための短期共済の充実、高齢者対策としてのイベント等による囲い込み、介護共済金の開発をあげている。少子化については、若年層向け商品開発、こども共済契約者への奨励措置、子供層の取り込みとその契約者である次世代層、地域社会とのつながり強化の展開、個人年金の充実、青壮年・女性層へのアプローチに強化、員外も含めた地域密着型事業展開、専門的な専任LAの増加が望まれるとしている。

以上をまとめると、①「高齢者対策として取り組んでいること」としては、高齢者福祉事業、信用事業の年金友の会、旅行事業が多くあげられている。「少子化対策」としては、子供の農業体験、食農教育、地産地消、子供貯金運動、交通安全キヤンペーンに取り組んでいる。

②「少子・高齢化の影響」については、組織基盤である組合員数の減少、財務基盤である出資金の流出が懸念されている。

さらに、この組織基盤の影響により、農業者の減少、農業生産の減少につながり、ひいては事業全般の大きな利用減少となることが懸念されている。

③「今後の必要な対策」については、増加する高齢者のニーズをとらえた各事業面での商品開発が必要との意見が多い。営農経済事業面では、少子・高齢化がすすむ中で、いかに農業生産を維持・向上させるかが課題となり、「担い手確保対策としての集落営農の組織化」「JA自ら農業生産に取り組むことが必要」との指摘がされている。

総括すると、「高齢化した・していく組合員にどう対応するか」だけでなく、「少子・高齢化により、JA組織・事業・経営にどのような影響が予測され、これにどのように対応し、農業協同組合運動を維持・発展させるか」という観点での組織・事業全般での対策が必要である。

以下次号に続く。